平成２９年（フ）第５０１号
鹿児島県鹿児島市南林寺町20番30号　コーポサクシード301号
債務者　岩室　磨紀
1　決定年月日時　平成29年12月19日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月19日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２９年（フ）第５０４号
鹿児島県鹿児島市大竜町７番９号　南洲ハイツ401号
債務者　山下　晃功
1　決定年月日時　平成29年12月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月19日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２９年（フ）第５０号
鹿児島県奄美市名瀬大字西仲勝660番地１（市営西田住宅201号）
債務者　勝島謙一郎
1　決定年月日時　平成29年12月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月19日まで
鹿児島地方裁判所名瀬支部

平成２９年（フ）第６６９号
埼玉県鶴ヶ島市南町２丁目１番２―505号　新鶴団地
債務者　玉井　洋平
1　決定年月日時　平成29年12月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月20日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２９年（フ）第６７３号
埼玉県狭山市富士見２丁目12番10号　ベルジェⅡ101
債務者　小林美弥子
1　決定年月日時　平成29年12月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月20日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２９年（フ）第６７６号
埼玉県富士見市水谷東３丁目47番３号
債務者　長谷川嘉代子
1　決定年月日時　平成29年12月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月20日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２９年（フ）第６７９号
埼玉県入間市春日町２丁目３番12号
債務者　浅見　真理
1　決定年月日時　平成29年12月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月20日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２９年（フ）第６８３号
埼玉県川越市神明町35番地33（高橋方）
債務者　寄内　幸裕
1　決定年月日時　平成29年12月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月20日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２９年（フ）第６８６号
埼玉県鶴ヶ島市大字脚折1398番地305
債務者　菊地　深雪
1　決定年月日時　平成29年12月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月20日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２９年（フ）第６９０号
埼玉県入間郡越生町大字上野1109番地11
債務者　中川　正幸
1　決定年月日時　平成29年12月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月20日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２９年（フ）第６９８号
埼玉県入間市扇町屋１丁目５番25号　コープ入間102
債務者　大濱　鈴子（旧姓大野）
1　決定年月日時　平成29年12月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月20日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２９年（フ）第８２号
石川県加賀市別所町富士見ケ丘７の５番地３、従前の住所石川県加賀市大聖寺弓町61番地の17
債務者　仲谷美枝子
1　決定年月日時　平成29年12月20日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月20日まで
金沢地方裁判所小松支部

平成２９年（フ）第２１０号
長野県塩尻市大門泉町11番４号　ガーデンフィレンツェ201
債務者　齋藤　裕一
1　決定年月日時　平成29年12月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月20日まで
長野地方裁判所松本支部

平成２９年（フ）第８０７号
大阪府柏原市大字高井田1588番地の10
債務者　籔本　聖子
1　決定年月日時　平成29年12月19日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月20日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２９年（フ）第８０８号
大阪府柏原市大字高井田1588番地の10、前住所大阪府柏原市法善寺４丁目９番13号
債務者　籔本　幸子
1　決定年月日時　平成29年12月19日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月20日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２９年（フ）第９９５号
堺市北区金岡町1415番地２　サンヴァリエ中百舌鳥７号棟202号室
債務者　エスケー機材こと　郡川　澄雄
1　決定年月日時　平成29年12月19日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月20日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係